

# 令和元年度〔第41回〕入間万燈まつり一般出店要領

## 1. 趣旨

この要領は、入間万燈まつりへの一般出店に際し、出店者が守るべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

## 2. 出店目的

入間万燈まつりへ出店を希望する者(出店希望者)は、人と人との出逢い・絆を大切にし、まつりに積極的に参加することで、市民の力・まちの力が創る入間万燈まつりの一翼を担うこととする。また、商工業者は、併せて出店を通して消費者ニーズをとらえ、サービス精神と創造力を活性化させ、商工業の振興を図ることとする。

## 3. 出店資格

出店資格は次の要件を満たすことが必要である。

①出店責任者及び出店副責任者は、下記のいずれかであること。

- (1)入間市在住・在勤・在学者
- (2)入間市内の商工業者
- (3)入間市内に事務所を置く団体

※在勤・在学の資格で出店する場合は、団体・個人にかかわらず、1件のみの出店とする。その勤め先・在学先が団体として出店するときは、参加することができない。また、同じ団体・勤務先・在学先から複数の出店はできない。

②出店責任者、出店副責任者及び従事者も含め、出店要領「10」に該当する暴力団、暴力団員等との関係を有していない満20歳以上の者であること。

※出店希望者(出店責任者)とは、まつり当日、出店時間の大部分を出店に直接参加し、かつ、出店に関する責任を負う者。また、出店副責任者とは、出店責任者を補佐し、出店責任者が不在の時は、これに代わる者。

※飲食物の販売(味自慢倶楽部、味な商い)は必ず出店責任者と出店副責任者を設けること。出店責任者1名のみでの申し込みは受け付けない。

※露天商業者は、主催者が特に認めた者のみ出店できるものとし、一般出店による出店はできない。

## 4. 出店部門及び出店位置

- (1)味自慢倶楽部(個人・団体による飲食物販売)
- (2)一坪市(物品販売・フリーマーケット)
- (3)夢アラカルト(その他似顔絵書等)
- (4)商いじょうず(商工業者による物品販売)
- (5)味な商い(商工業者による飲食物販売)

・一坪市は、彩の森入間公園内への出店とする。

・その他の出店部門は、けやき通り・ひばり通り・茶の花通りへの出店とする。ただし、申し込み件数が出店区画数を超えた場合は、彩の森入間公園内へも出店することとする。

・出店の位置決定は主催者が定めた抽選方法により決定する。その抽選は「一般出店者説明会」当日に行う。

※申込内容と異なる部門の出店は認めない。万燈まつり当日に異なる部門の出店をした場合は、その時点から出店できないものとする。

## 5. 出店時間等

### (1) 出店時間（出店者が出店活動できる時間）

令和元年10月26日（土） 午後 1 時00分～午後 8 時00分

令和元年10月27日（日） 午前 9 時30分～午後 4 時30分

### (2) まつり開催時間

令和元年10月26日（土） 午後 1 時00分～午後 8 時15分

令和元年10月27日（日） 午前 9 時30分～午後 4 時45分

### (3) 交通規制時間（まつり会場に車両の乗入が一切できない時間）

令和元年10月26日（土） 正午（午後0時）～午後 9 時00分

令和元年10月27日（日） 午前 9 時00分～午後 5 時45分

### (4) 物品搬入時間

令和元年10月26日（土）

車両を使用する場合 午前10時00分～午前11時45分

車両を使用しない場合 午前10時00分～午後 1 時00分

令和元年10月27日（日）

車両を使用する場合 午前 8 時00分～午前 8 時45分

車両を使用しない場合 午前 8 時00分～午前 9 時30分

### (5) 物品搬出時間

令和元年10月26日（土） 午後 8 時30分～午後10時00分

交通規制解除（午後 9 時00分～）

令和元年10月27日（日） 午後 5 時15分～午後 6 時30分

交通規制解除（午後 5 時45分～）

※両日共に交通規制解除前の30分間は、交通規制時間内であるため、第2駐車場（豊岡小学校グラウンド）駐車車両のみ、北門（基地側）から右折し、一方通行での会場内進入を可能とする。その他の場所は、交通規制解除まで進入禁止。

### (6) 悪天候による開催時間の短縮等

悪天候によりまつり開催時間の短縮や規模の縮小をせざるを得ない場合は、緊急本部会議を開催し、開催時間変更等を決定するので協力を願うものとする。なお、予め荒天が予測される場合の万燈まつり開催・中止の最終判断は、万燈まつり前日10月25日（金）の午前中に決定し、同日正午にはまつり公式ホームページ等で告知する。

	緊急本部会議	内容決定	参加団体連絡
10月26日（土）	午前8時30分	午前9時30分	決定次第連絡
10月27日（日）	午前7時30分	午前8時30分	決定次第連絡

※上記時間を厳守すること。特にテントの設置は、交通規制開始の10月26日（土）正午（午後0時）以降に行うこと。

10月26日(土)		10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
時間		0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45
開催時間	13:00~ 20:15													
出店時間	13:00~ 20:00													
交通規制時間	12:00~ 21:00													
備品貸出時間	10:00~ 11:30													
	11:30~ 12:30													
搬入時間	10:00~ 11:45													
	10:00~ 13:00													
搬出時間	20:30~ 22:00													
廃油回収時間	17:30~ 21:30(予定)													
清掃タイム	20:15~ 20:30													

10月27日(日)		8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
時間		0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45	0 15 30 45
開催時間	9:30~ 16:45													
出店時間	9:30~ 16:30													
交通規制時間	9:00~ 17:45													
備品返却時間	17:45~ 18:15													
	17:00~ 18:15													
搬入時間	8:00~ 8:45													
	8:00~ 9:30													
搬出時間	17:15~ 18:30													
廃油回収時間	13:00~ 18:15(予定)													
清掃タイム	16:45~ 17:00													

## 6. 出店基準

※まつりの運営にかかる費用の増額のため、出店料等を値上げする（消費増税や警備・清掃等にかかる人件費・資材の高騰など）。

### (1) 出店料

出店者は出店料を1区画の場合8,000円(彩の森広場出店を除く彩の森入間公園内は5,000円)、2区画の場合15,000円支払うものとする。なお、平成29年度から万燈協賛金による出店料免除は廃止となっている。

### (2) けやき通りテーブル設置料

けやき通りでは、植栽保護のため、主催者によりテーブルを設置する。これに該当する区画の出店者は、テーブル設置料として1区画3,000円を支払うものとする。ただし、一部該当しない区画については、この限りでない。

### (3) 道路使用許可申請料

通りへの出店者は、道路使用許可申請料として2,500円を支払うものとする。

#### (4) 区画

1 出店 1 区画とし、区画面積は、幅 3.6 m×奥行 2.7 mとする。ただし、入間市商工会会員は「商いじょうず」「味な商い」に限り、2 区画まで出店することができる。

#### (5) テント、机、椅子等

テント、机、椅子等は各自用意し（実費で貸出も有り）、各自設営及び撤去するものとする。テント等の管理については、使用者が責任を持つこととする。

#### (6) 電気設備

①照明については、照明用コンセントを 1 区画につき 1 口（300Wまで対応）を主催者が設置する。ただし、照明器具は、各自用意するものとする（電球以外の照明用コードは実費にて貸出有り。電圧は 100Vのみ。）ただし、彩の森入間公園内については、原則、主催者が照明灯を設置する。

②電気器具用コンセントは、出店者の申し込み（有料）により、主催者が設置する。電気安全対策上、消費電力の合計を1 区画 1, 500W以内（照明用 300W含まず）とし、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込むこと。また、過負荷による停電防止及び安定した電力供給の為、事前に申請した電気器具の電力しか供給しない。

③電気安全対策上、使用する電気器具と同数のコンセントを申し込み、1つのコンセントから2つ以上の配線をすること（タコ足配線）を禁止するとともに、出店申し込み時に届け出た電気器具以外をコンセントにつなぐことを一切禁止する。

④彩の森入間公園内については、原則、電気器具用コンセントの設置はしないため、電気器具を使用する場合、各自発電機等を用意すること。

#### (7) 出店区画・テントの設置等

①出店区画については、一般出店者説明会で決まった区画に出店し、定められた区画から絶対にはみ出さないこと。特に、車道に出ての販売や呼び込み、車道への商品の陳列、イス・机等の設置は禁止する。

②テントの設置等については、出店者が行き、次のことを厳守すること。また、交通規制時間外は一般の通行者がいるため、特に留意すること（詳細は一般出店者説明会にて説明）。

##### 【出店時間前（交通規制時間前）】

- 26日（土）の交通規制時間前にテント等を設置しないこと。

##### 【出店時間内（交通規制時間内）】

- 出店区画が通りで、テントを設置する場合のテントの位置は、車道側いっぱい歩道内とし、原則、車道内にテントの足やテーブル等を出さないこと。
- 強風等悪天候の場合は、物が飛ばされないように措置し、主催者の指示に従って、天幕を外すかテントをたたむこと。

##### 【出店時間外（交通規制時間外）】

- 出店区画が通りの場合で、26日（土）の交通規制解除後、物品等を置いたままにする場合は、物品を車道側に寄せ歩行スペースを必ず確保し、壁側に物品等を置かないこと。また、安全確保のため、照明器具を設置している場合は照明器具を点灯したままにしておくこと。
- 土曜日から日曜日にかけての夜間に強風のおそれがある場合は、主催者の指示に従い次のとおり対応すること。

## ○けやき・ひばり・茶の花通り

- (1)テントをたたむ。
- (2)備品等は、強風に飛ばされないようにまとめて、車道側に寄せておく。
- (3)テントの足は、通行の支障にならないよう車道側にまとめておく。

## ○公園

天幕を外すか、テントの足を倒して下に下げる。

### (8)エコ容器の使用等

人間万燈まつりにおいても、ゴミ処理の環境負荷低減、化石燃料の使用抑制など地球環境の保護に積極的に取り組んでおり、この取り組みを参加者全員で推進していくため、次のことを厳守すること。

飲食物を販売する出店者は飲食物を販売する際、エコ容器（紙製のもの）を極力使用すること。また、飲食物を販売しない出店者についても、賄い等で使い捨ての飲食容器を使用する場合は、エコ容器を極力使用すること。プラスチック、発泡スチロール等の容器は使用しないように努めること。

### (9)清掃タイムへの参加

会場は、道路、公園などの公共施設を利用しているため、参加者一人ひとりが注意し、会場の美化に努めること。このため、出店時間終了後は速やかに片付けをし、まつり開催時間終了後の15分間の清掃タイムに必ず参加し、清掃に協力すること。また、清掃範囲については出店区画とその周辺（前面道路及び植込み内等）とする。

### (10)ゴミの処理

ゴミについては、原則持ち帰るものとする。ただし、ゴミを次のとおり分別し、指定されたゴミピットへ持参する場合はこの限りでない。

- ①可燃ゴミ（生ゴミ、紙くず、串等）
- ②プラスチック・ビニール類（ソース・ケチャップの容器、発泡スチロールの箱等）
- ③ダンボール（留め金ははずし、たたんでまとめる。）
- ④ペットボトル
- ⑤缶類
- ⑥ビン類

※出店に伴うゴミは、出店者の責任において処分すること。

※全て透明のゴミ袋を使用すること。

※その他のゴミについては必ず持ち帰ること。

※油や雑排水等を植込みや側溝に流さないこと。

※ビニールシートなどの粗大ゴミを道路等に放置しないこと。

※一般出店者説明会で配布したゴミ袋が不足した場合は、各自で用意すること。

## 7. 備品の貸出・返却

(1)テント、机、椅子、コンセント、照明用コードの申し込みは、必ず使用料を添え、出店申し込みと同時に行うこと。なお、申し込み後に内容の変更がある場合は出店部会まで申し出ること。ただし、令和元年9月20日（金）午後5時以降は変更できないものとする。

(2)貸し出し中の備品の管理は、出店責任者の責任による。また、備品の借用、返却は出店者が行うこと。なお、備品の紛失、破損等した場合は、出店責任者が実費により弁償すること。

(3)出店申し込み時に申し込んだ備品の貸出・返却については、まつり当日、入間市産業文化センター地下駐車場にて行う（詳細は一般出店者説明会にて説明）。

※貸出備品の詳細については、後記の備品貸出要領を参照すること。

## 8. 出店証について

(1)出店証は、出店申し込みが完了後、発行するものとする。

(2)出店証は、一般出店者説明会及び万燈まつり当日の出店者確認及び備品貸出・返却時に必要なものである。係員が確認できるよう、常に出店箇所掲示すること。また、紛失しないよう注意すること。

## 9. 道路使用許可について

道路使用許可については、所轄警察署が次の条件等により許可するので、出店申し込みにあたって留意すること。なお、道路使用許可証は、主催者が保管する。

### ● 許可条件

- 1 出店店舗は、風圧等により倒壊しないように確実に設置し、歩行者、車両等に危害を与えないような構造とすること。
- 2 許可の場所からはみ出さないこと。
- 3 許可時間終了後は、出店店舗を完全に撤去すること。
- 4 設置場所は、人家の出入口等の人の出入りに支障をきたさない場所とする。

### ● 遵守事項

- 1 出店店舗毎にそれぞれの責任者を定め、許可証に明示された現場責任者と違ってはならない。
- 2 自己の商売に関し、散乱した物を路上に放置することなく、清掃して原状回復を図ること。

## 10. 暴力団等排除について

下記の項目に一つでも該当するものがある場合、申し込み及び出店ができないものとする。また、万燈まつり当日の警察の見回りにより、出店責任者、出店副責任者及び従事者が、下記のものとした場合は、その時点から出店できないものとする。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの
- ・暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するものであるもの
- ・法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
- ・暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
- ・その他、反社会的勢力と認められるもの。

## 11. 消火器の設置義務について

埼玉西部消防組合火災予防条例の改正に伴い、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、液体燃料、固体燃料、気体燃料で火気を使う器具(石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等)、電気を熱源とする器具(器具の表面に可燃物が触れた場合に発火するおそれの



あるもの・赤熱部分が露出しているもの)を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することが義務付けられた。よって、対象となる火気器具等を使用する者は、必ず消火器を設置すること。また、万燈まつり当日、消火器の確認ができない場合は、その時点から出店できないものとする。

※消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器とする。水バケツ、エアゾール式簡易消火器具および住宅用消火器は該当しない。なお、使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令にしたがって点検された良好なものを使用すること。

※詳細については、同封の埼玉西部消防組合のチラシを確認すること。

#### 1 2. 火気による事故に備えた施設賠償責任保険への加入について

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会火災を踏まえ、出店により生じる第三者への損失補償に備えるため、「1 1」に掲げる火災発生のおそれのある器具を使用する場合は施設賠償責任保険(1出店につき5000円)に必ず加入すること。ただし、使用しない場合は、この限りでない。

※施設賠償責任保険とは、まつり開催中に発生してしまった他人の身体への障害または財物の損壊(以下、「事故」という)において、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に備える保険である。出店者自身の傷害等には適用されない。

※保険内容

- ・身体賠償 1人につき 5千万円・1事故限度額5億円
- ・財物賠償 1千万円

※まつり開催中に主催者が確認していない事故については、当該保険が適用できなくなってしまう恐れがあるため、事故が発生したら速やかに主催者に申し出ること。

#### 1 3. 駐車券及び駐車場について

(1) 駐車券は希望者に1出店につき1台のみ2,000円(2日通し券)で発行する。

(2) 駐車券は一般出店説明会にて希望者に発行する。紛失した場合は、再発行しないものとする。

(3) 駐車場は出店者用駐車場として第2駐車場(豊岡小学校グラウンド)を用意し、出入りは自由とする。ただし、交通規制中の会場内の乗り入れは禁止とする。

#### 1 4. 飲食物の取り扱いについて

(1) 飲食物を販売する出店の食品取扱者は、保菌検査(検便)を必ず受け、仮設食品店開設届を提出し、衛生管理に努めること(詳細は一般出店者説明会にて説明。検便容器、届出書は一般出店者説明会時に配布)。

(2) 飲食物を販売する場合、取り扱う食品は原則、簡単に調理でき、加熱・殺菌工程がある食品に限定され、極力販売等する直前に加熱するものとする(焼きそば、おでん、焼き団子等)。ごはん、丼もの、おにぎり、刺身等、直接手指がふれたり、直前の加熱がないものの取扱いは避けること。また、色々な食品を取扱うことは避け、まつり当日に調理・消費できるものにする。

(3) 食材に関して保健所及び食品衛生法関係法令に則って管理すること。

(4) 食中毒の予防やPL保険(生産物賠償責任保険)の加入等の対策、発生時の対処等は、出店者の責任で行うこと。

(5) 食材等(調味料等を含む)は必ず持ち帰ること。

※特に、26日(土)のまつり開催時間終了後は、絶対に置き去りにしないこと。

## 15. その他

- (1) 出店申込書の内容と出店の実態が異なること。異なる部門の出店をした場合は、その時点から出店できないものとする。
- (2) 出店責任者は決まった出店位置に常駐すること。出店責任者が不在となる場合は、いかなる理由があろうと副責任者が必ず出店位置にいること。
- (3) 市民まつりというイベントの秩序の保持、会場内の往来の確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止する。
- (4) 会場を汚さないよう心掛けること。特に油を使用する際は、予めシートを敷く等して気を付けること。また、汚した場合は、責任をもって清掃すること。
- (5) 出店中及び搬入・搬出中の事故等は出店者の責任とし、主催者は一切責任を負わないものとする。
- (6) 新型インフルエンザ等の流行型感染症の蔓延や台風等の自然災害、テロ行為等による事故や犯罪で万燈まつりの開催を中止等した場合、主催者は一切責任を負わず、出店料返金・仕入費用等の補償はしないものとする。
- (7) 一般出店者説明会に参加した者は、出店に従事する者に出店要領の内容及び説明会で指示を受けた事項について必ず周知すること。
- (8) 出店者は、主催者から提出を求められた資料について提出期限を守ること。
- (9) 申し込みの締め切りは、令和元年8月16日(金)午後4時30分とする。
- (10) 出店を取り止めた場合、出店料・道路使用許可申請料・備品使用料等は返金する。ただし、令和元年9月20日(金)午後5時以降の取り止めについては、返金しないものとする。

## 16. 出店停止等について

この要領に定められた事項及び一般出店者説明会で説明を受けた事項は必ず守ること。以下の事項について違反した場合は、その時点及び翌年度の出店ができないものとする。また、これらの者については、出店者名、違反事項等を公表する。

- (1) 出店申込書の内容と出店の実態が異なること。万燈まつり当日に異なる部門の出店をした場合は、その時点から出店できないものとする。
- (2) 出店責任者は決まった出店位置に常駐すること。出店責任者が不在となる場合は、いかなる理由があろうと副責任者が必ず出店位置にいること。
- (3) 出店区画については、一般出店者説明会で決まった区画に出店し、定められた区画から絶対にはみ出さないこと。特に、車道に出ての販売や呼び込み、車道への商品の陳列、イス・机等の設置は禁止する。
- (4) 26日(土)の交通規制解除後、物品等を置いたままにする場合は、物品を車道側に寄せ歩行スペースを必ず確保し、壁側に物品等を置かないこと。
- (5) 食材等(調味料等を含む)は必ず持ち帰ること。  
※ 特に、26日(土)のまつり開催時間終了後は、絶対に置き去りにしないこと。
- (6) 市民まつりというイベントの秩序の保持、会場内の往来の確保のため、実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止する。
- (7) 出店者は、主催者から提出を求められた資料について提出期限を守ること。
- (8) 入間万燈まつりの一翼を担っていることを自覚し、秩序を乱す行為を慎み、まつりの円滑な進行に協力すること。



# 令和元年度〔第41回〕入間万燈まつり備品貸出要領

備品の貸し出し及び使用料について

※まつりの運営にかかる費用の増額のため、出店料等を値上げする（消費増税や警備・清掃等にかかる人件費・資材の高騰など）。

次の5点の備品について、希望があれば実費にて貸し出しをする。

## 1. テント

サイズ 3.6m×2.7m

使用料 1張 7,000円

## 2. 机

サイズ 1.8m×0.7m

使用料 1台 1,250円

## 3. 椅子（折りたたみ式）

使用料 1脚 400円

## 4. コンセント

容量等 1口1器具で1区画1,500W以内（照明用300W含まず）

使用料 1口 1,250円

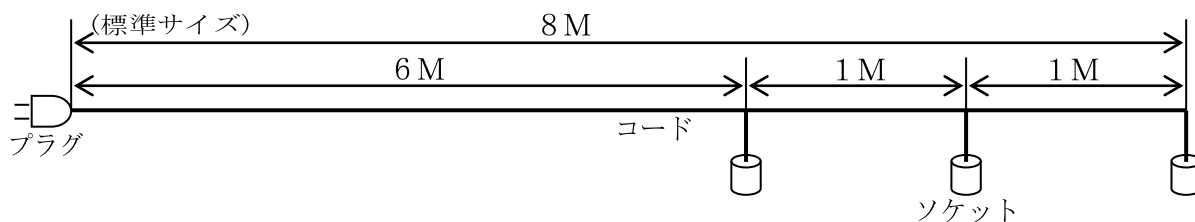
※ コンセントを申し込んだ場合は、コンセントと同数の延長コード（増設機能が付いていないもの・5m程度）を持参すること。

※ 1区画につき、照明用として1口（300Wまで対応）は主催者が設置する。ただし、彩の森入間公園を除く。

## 5. 照明用コード

仕様 プラグ・コード・ソケット3個（電球は各自用意。1ヶ100W以内で合計300W以内。口径サイズE26）

使用料 1本 600円



## 6. 注意事項

テント等を持ち込みで用意する場合は、上記サイズ等を参考にすること。特にテントについては、上記サイズを超えるものは設置できないので注意すること。

<問い合わせ先>

入間万燈まつり実行委員会出店部会

入間市役所商工観光課 入間市豊岡1-16-1

TEL 04-2964-1111（内線4257）

入間市商工会

入間市向陽台1-1-7 入間市産業文化センター3階

TEL 04-2964-1212